

なごかてな 報

発 行 所

嘉 手 納 村 役 場

電話 098976 - 2001 ・ 2628

編 集

企画経済課 広 報 係



父 兄 と 児 童 生 徒 の つ な ひ き

7 月 の 人 口

区 名	世 帯 数	男 子	女 子	計
東 区	593	1,366	1,335	2,701
上 区	476	983	1,034	2,017
中 区	442	938	962	1,900
北 区	562	1,205	1,194	2,399
南 区	636	1,161	1,278	2,439
西 区	683	1,487	1,479	2,966
小 計	3,392	7,140	7,282	14,422
外 人	41	40	38	78
計	3,433	7,180	7,320	14,500

運動会を通じて、老いも若きも「健康と体力」の向上に努力し、自治会を中心とした諸団体の活動を発展させるとともに、スポーツを愛する者として充実した生活を送ろうということで、去る六月三十日、嘉手納小・中学校グラウンドにおいて当村で初の南区自治会区民運動会が催されました。

当日は、早々から区民多数が詰めかけ、青年会、婦人会、壮年、小・中学校生各階層のくりあげる各種競技に盛んな声援を送っておいりました。

若いものには 負けんぞ!!

—高令者学級開講式—

六月二十八日村中央公民館において嘉手納村高令者学級開講式がありました。これは村教育委員会の社会教育事業のひとつとして開設されたものです。

開設の趣旨は「長い間、社会

に貢献をしてきた高令者の方々が心身共に健康で若い人にも負けないぐらいの気力を保ち世の進展におくれをとらないようによく学び、共に語り合ってみ

ながら余生を楽しく意義あるものにするため」ということをねらいにしております。

開設の基本的な方針は、村内に居住する六十五才以上の男女で、六十名程度を対象に年間時間数を二十時間とし、講座の内容は、読み書きよりも、見る聞く語る動くを重点にして、特定の政党や宗派に片寄ることのないよう気を配っております。



学習内容は計画表によりまずと、社会福祉の制度、老人の健康管理、家庭における老人の役割、私達の老人クラブ、社会の進歩と老人の学習、うたとゲーム、生涯教育について、リボンフラワー、沖縄の歴史、健康と最近の食品、となっておりま

とぶように売れました

老人クラブ作品展示会



展示された手芸品

会場には二日間、にわたり会員をはじめ家庭の主婦など千二百名の参加者がかつめかけ、大変な好評でした。また即売品もとぶように売れ関係者は、「最初の試みとしては大きな成果を納めることが

嘉手納村老人クラブ（会長奥間敏雄、会員九二二名）では七月十一日、十二日の二日間、農協ホールにおいて第一回老人クラブ作品展示即売会が開催されました。

両日は同クラブのグループ活動で修得した手芸品や、日頃趣味と実益を兼ねて作り上げた盆栽や民芸品あるいはつけものなど四〇〇点余の作品が展示されました。

できた、これからも続けて行きたい」とこの催しの成功を喜んでおりました。

なお、村の老人クラブでは、ヘチマやニガウリ、盆栽の品評会をこれまで毎年もっており、同クラブの諸活動は大変活発でこのほど催された中部のレクレイション大会でも嘉手納村の老人クラブ活動は好評を得たと係の職員は語っております。

屋良さん (南区) 中頭地区大会でも見事優勝

—第2回嘉手納村婦人主張大会—



嘉手納村婦人会主催、村教育委員会後援の「婦人主張大会」が去つた六月二十九日(土)午後二時から村中央公民館において行なわれました。

この大会の趣旨は、日頃、主張の場のない主婦に家庭や社会の問題など、常日頃疑問に思っていること、不満に思っていることを率直な意見として訴えてもらいたいということです。

各区の婦人会から二人以上参加してもらおうということで主催者側ではよびかけておりましたが、趣旨がまだ広くいきわたっていません。主張者の数はよびかけの数には達しませんでした。それでも参加者の主張はいずれもすばらしいものでした。南区、松田豊子さんの「婦人会の役員として」、北区佐久間寿美さんの「習慣」、南

区屋良節子さんの「慰霊の日に思う」といづれもすばらしい主張でしたが、声、態度、内容など厳格な審査の結果、昨年につづき、今年も南区の屋良節子さんが村代表に選ばれました。

八月三日沖縄市老人センターホールで行なわれた中頭地区婦人主張大会でも連続優勝見事の中頭地区代表に選ばれました。中央大会でもがんばってもらいたいものです。

保護司に

ご理解とご協力を

我が国の保護観察は、処遇の専門官である保護観察官と民間の篤志家である保護司の協働態勢によって行なわれています。保護司は法務大臣によって委嘱され、昭和四十九年一月現在で約四万七千人が全国津々浦々まで

らいを正しく 理解しましょう!!

もはや、らいを恐れている時代ではありません。近代医学は、らいは治癒する病気であることを明らかにしています。

一、らいは伝染病で極めて弱い菌による慢性の伝染病です。

二、らいは乳幼児の時に、家族内感染をうけた人以外、ほとんど発病の危険性はありません。

三、らい患者の全てが菌を出しているわけではなく、極く一部が感染源となるものです。

四、らいについて遺伝を証明したものは何もありません。

五、らいの発病予防としてBCGが極めて有効とされています。

六、らいの診断には高度の専門的な経験と知識を必要とします。

七、らいは結核と同じように不治の病気でなく治癒する病気です。

八、らいの治癒したあとにのこる変形はたんなる後遺症にすぎません。

配置されそれぞれの地域で活動して居ります。保護司は身分上は非常勤の国家公務員であるが無給で地域社会のため働いて居ります。

活動内容は対象者と常に接触を保つてその生活状況を把握し指導するとともに相談を受け問題解決について助言し、家族関係就業就学等の調整を図り、あるいは暴力団からの離脱を図るため力を貸すなど多岐にわたっています。

保護司はそれぞれの地域社会において対象者の秘密保持を配慮しながら奉仕活動を続ける貴重な存在で、又、地域社会における犯罪予防活動の推進も前述の保護観察活動と表裏一体をなすもので地域住民の理解と協力を得ながら保護司が果たしているべきでない使命の一つであります。

保護司会では目的達成のために地域住民の協力を要請しております。

◎嘉手納村事件数

※在監(成人)

八名

嘉手納村配置保護司

氏 名	住 所	電 話
比 嘉 憲 義	字嘉手納 547	3027
知 念 林 正	" 480	2220
真 壁 朝 詢	" 739	4491
宮 平 良 昌	" 21	3436
新 垣 喜 助	" 454	4688
津波古 清 栄	字屋良 672	2270

察在院 (成 少 年)

一〇名
一四名
計 三二名



家庭と少年非行

— 家庭裁判所の例から —

家庭のもつ温かさが、少年の行動に大きな影響を与えるといわれております。非行を犯して家庭裁判所に送られてきた少年について、その原因を調べてみますと、家庭環境に問題のあるケースがかなり見られます。それとは逆に、非行をくりかえす少年のために、家庭の平和を乱され、親、兄弟が暗い毎日を送っている場合も少なくありません。このように少年の問題と家庭の問題とは、相互に密接な関係にあります。そこで、

家庭と少年非行とがどのように結びついているのかを見ながら、非行を防止するために、家庭の中で何が大切であるのかを考えていきたいと思います。

最近の少年非行には、動機の単純な遊び型の非行が目立ってきております。例えば、窃盗は交通事故を除く主な刑法犯少年の約七一パーセントを占めていますが、その態様を見ますと、

万引き、オートバイ盗、自動車盗などが全体の約四七パーセントに及んでいます。その原因を見ましても、遊び半分、虚栄及び出来心に原因するものが約六八パーセントを占めるなど、非行の大半が動機の比較的単純な遊び型のものであることが示されています。このほかシンナーなどの薬物乱用や、オートバイなどによってスリルとスピードを楽しむサーキット族の交通事故など、遊び型の非行が目立っております。このような非行を犯して送られてきた少年について、家庭裁判所がその非行の原因などを科学的に調査してみますとそれが、ごく普通の家庭の少年の一種として行われる場合が多いことに気がつきます。

かつて、少年が非行化するのには、親がいなかったり、両親がそろっていても、仲が悪くて別居しているとか、あるいは、家が非常に貧しいなどのように、家庭に何らかの欠陥のある場合が指摘されてきました。ところが最近では、これらの少年の保護者の状況について見ますと、実父母のそろっている少年が約七七パーセントもいます。また生活程度については、普通あるいはそれ以上の家庭にある少年

が約八〇パーセントも占めています。このように、非行少年は必ずしも欠陥家庭や貧困家庭からだけ生まれるのではなく、両親がそろい、しかも、経済的にあまり困らないごく普通の家庭からも生まれてきているといえます。

しかし、見た目には何でもない家庭の中にも大きな問題がひそんでいます。いろいろな研究の結果で見ても、これらの親の少年に対する態度には、放任過保護、監護能力なしなど、少年に対する指導監督面に欠陥の見られる家庭の多いことを指摘することができます。

例えば、毎年春になると、家出する少年が多くなりますが、家出した少年のうち一二人に一人は窃盗などの罪を犯していますし、また、女子の場合、九人に一人は人身売買などの被害を受けています。このような家出の原因を調べてみますと、「都会にあこがれて」などといったばく然としたもので、安易な家出の傾向がうかがわれます。ところが家出をした少年の親の半数近い約四八パーセントは、捜索願を出していません。親が家出に気づかなかつたものや、気づいていたが放置していたというものがほとんどであり、このこと

は、放任家庭の多いことを示しています。

また、これまでも、親の態度として過保護ということがしきりに問題とされてきました。それは、言葉から思い浮かべる甘やかし過ぎるといふことのほか、少年に対して押し付けがましく干渉し過ぎる親の態度をも指しています。特に、最近では、親も愛情を物であらわそうとして、少年が欲しがらる物を、むやみやたらと買いつけてしまう傾向も見受けられます。その結果少年はがまんするという心が身につかず、衝動的な行動に走り万引きなどの非行に陥ることもあります。また最近の社会の風潮を反映して親は「勉強、勉強」と少年を追いつめたりして、その結果、少年は家庭の中で息を抜く場をなくしてしまっています。そうなりますと、少年の心は抑圧されて、とかく家出をしたりあるいは、仲間とスリルを求めて、万引きや自動車盗などの非行に走ったりすることもあります。

このように、これらの少年の家庭では、親が少年に無感心であったり、また、家族がお互いの話しに耳を傾け、心を一つにして協力しあったりすることがなく、各自が勝手にバラバラの

方向に動いていることが多いのです。問題は、家族とのつながり、特に親と少年との人間的なつながりが欠けてしまっているところにあるということができましよう。

では、どうして家庭の中で、親と少年とが人間的なつながりを欠いてしまうのでしょうか。原因はいろいろあると思いますが、例えば、少年は身体の面だけから見ると大人ですが、精神面では、なお未成熟な点が多く、時に自由奔放であったり、熱中したりもしますが、反面、悲観したり、せつな的で、気分をむらが多かったりします。行動にも一貫性がなく、しかも自己中心的な主張をしがちです。

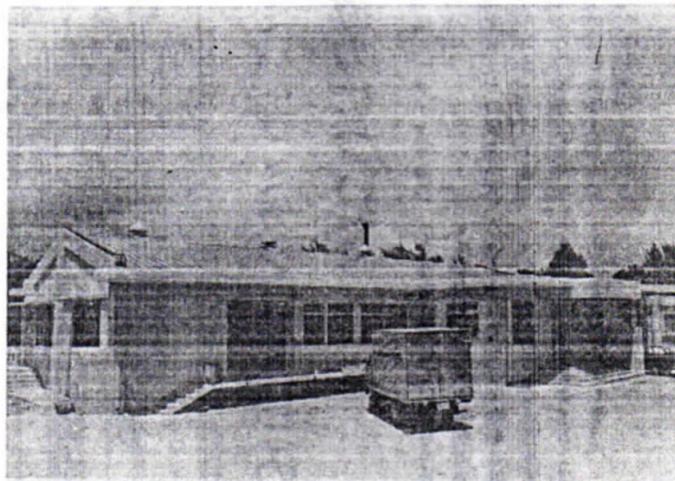
一方、親の方も、社会の急速な変化に伴い、さまざまな価値観があらわれるため、自信をもって少年に接し得なくなっている例も少なくありません。特に父親は、今日の社会の状況を示す「父なき社会」という言葉からもうかがえるように、権威を失い、少年に対するしつけに一貫性を欠き、少年の反発をかうことも少なくありません。このように、親と少年とは、互いに不安定な状態にあるため、理解し合えず、心の交流が閉ざされた危険な関係に陥りがちなので

す。目まぐるしく変わる生活環境に追われ、親の目が少年から離れがちな現在では、普通の家庭でもこのような問題の起こることが十分に考えられます。

しかし、何と云っても、少年の心のふるさとが家庭です。できるだけ少年を家庭に落ち着かせ、親兄弟との人間的な触れ合いを通して、共同生活のきまりを身につけさせることが、最も大切なことです。それによって少年は、社会の要求に従って行動できる適応力を身につけることになるからです。そのためには、親と少年とが心から何でも話し合え、信頼し合えるような家庭のふんい気を作ることが強く望まれます。特に親としては少年の表面にあらわれた強さにとどまらず、少年の内面の弱さと不安定さを温かく見守りながら、その上で少年を励まし、少年に社会人としてのルールを守るように自信を持つて指導していかなければならないと思います。少年の健全な成長を助け、非行化を防止する上で、家庭の果たす役割の大きさが改めて痛感されます。

―那覇地方裁判所―

村立学校給食共同調理場完成



昨年九月から着工しておりました村の給食センター(「写真」)場所・字屋良二七の四、面積四二二、四三二平方米、が完成去る五月から村内三校の給食調理が行なわれております。

これは、建築物二三、二三三千円で、その財源内訳は国庫支出金一五、六五五千元、一般財源四、二七八千元、起債三、〇〇〇千元(簡易生命保険積立金、調理場施設費が二〇、三七四千元で、財源内訳は国庫支出金七、〇〇〇千元、一般財源が一三、三七四千元となっており総計四三、六〇七千元です。

この調理場施設費が二〇、三七四千元で、その財源内訳は国庫支出金一五、六五五千元、一般財源四、二七八千元、起債三、〇〇〇千元(簡易生命保険積立金、調理場施設費が二〇、三七四千元

一般廃棄物の処理手数料
改定について(お知らせ)

一般廃棄物処理手数料の改定陳情が処理業者より村当局及び議会に對して、三月十五日付で出され、調査検討の結果、中部市村の平均処理料金に近い額で料金が改定されました。

備考	現行料金	個人負担	村補助	改定料金
週2回以上収集	126円	126円	102円	228円
〃	162	162	102	264
〃	198	198	102	300
日集 毎収	486	1000	0	1000
〃	1円	2円	0円	2円

※ごみの一般家庭の処理料金の値上げ分については、村負担に なります。

※処理量による一キログラム五円以内は従来どおりとする。

※し尿は、バキューム車一台

八〇〇円が三、六〇〇円に なります。

海をきれいにしましょう

水釜・兼久海岸を大掃除

四面海に囲まれ、限らない海洋の恵みをうけてきた沖縄は、復帰後の本土企業の進出や、海洋博関連工事、その他の地域開発等によって美しい自然の美観がそこなわれつつありその防止がさげられておりますが、海産物も産業廃棄物等によって汚染がすすんでおります。このような状況に鑑み海の旬間（七月二十日～七月三十一日）行事の一環として海浜の大掃除が実施されました。

七月二十六日午後二時から、協賛団体の村役場、自治会、婦人会、青年会、漁業組合、商工会、沖縄環衛の人たち七〇名が参加して、水産組合周辺、魚見パンタ下周辺から兼久海岸にわたって実施されました。

海岸線の上ごれは相当ひどく、空



カン、空ビン、

や棒切れ、ビニールや洗済器の袋、それに廃油ボールなどでたちまちちりの山ができて約十五トンのちりが処理されました。かけがえのない沖縄の宝である美しい海をそこなわないよう不断的努力が必要ですが、ごみの持ちかえりやごみを海に捨てないように心がけ、快適な生活環境の保全に努めるよう村民各自が自覚したいものです。

ムダをなくして 明るく住みよい村民生活を築こう

行事	全額	備考
結婚祝	一〇〇〇円以内	記念品廃止
生年祝	一〇〇〇円以内	〃
出産祝	一〇〇〇円以内	〃
その他祝	一〇〇〇円以内	〃
弾式	一〇〇円以内	花輪は二対以内とする
香典	五〇〇円以内	香典返しは廃止
年忌	五〇〇円以内	〃
盆	五〇〇円以内	贈答品廃止
正月	五〇〇円以内	〃

嘉手納村新生活運動実践協議会で六月二十六日午後三時中央公民館において、現在の悪性インフレーションで市民生活を悩ましておられるきびしい経済変動の波に抗して生活のムダをはぶき明るく豊かな住みよい日常生活を築くために、年中各種行事の簡素化について、左記表のとおり決定いたしましたので、見栄や過分の義理にとらわれず、実践事項は厳守されるようお願いいたします。

- 一、厳守事項
 - 一、新正月を家庭本位で祝いましょう。
 - 二、時間を守りましょう。
 - 三、各種行事とも受付をおくようにならしましょう。
- 二、嘉手納村新生活運動実践協議会
- 三、構成団体
 - 役場・議会・教育委員会・各区自治会・婦人会・青年会・商工会・老人クラブ連合会・普及事業連絡協議会
 - 嘉手納小学校・屋良小学校
 - 嘉手納中学校・嘉手納PTA連合会

ウリミバエ・ミカンコミバエの防除協力について

村内でウリ類、パパイヤ等の作物にウリミバエ、ミカンコミバエが異状発生し、その被害が著しく見受けられます。村役場でも誘殺剤による防除方法を実施していますが、それだけでは一斉撲滅までには至っておりません。

つきましては、ウリ類、パパ

一、被害作物の特徴

記

二、被害作物の処理方法
イ 焼却処分

主に、ウリ類では、幼果に産卵し、被害果は奇形、早熟落果、腐敗する（果実の中にウジ状の幼虫が食害している）

三、ウリミバエの寄主植物

ニガウリ、ヘチマ、パパイヤ、モモ、パンジロウ、スイカ、ミカン類、ビワその他果樹類等。

ロ 土中約五〇センチメートルほど穴を掘って被害果をビニール袋に入れて埋める。